

交通費支給規定

役員会議、事務局会議、各委員会会議、その他会議の出席及び諸行事・活動に要する交通費を次の通り支給する。

1. 役員会議

役員会議の交通費は食事代（会議費計上）として1,000円を支給する。

2. 事務局会議及び各委員会会議

事務局会議及び各委員会会議の交通費は実費を支給する。

但し、会議場所までの間で何等かの交通費が支給されている場合はその部分の交通費は支給しない。また、次の各号については前項とその但し書きに準ずる。

- ① 会報編集委員会、ホームページ委員会等の取材に要する交通費。
- ② 事業委員会の下見ならびに事業に要する交通費。

3. その他会議等

他学部定期総会及び行事ならびに大学、学部、その他団体の諸行事に同窓会を代表して参加するときの交通費は実費を支給する。

2004年9月17日（役員会） 制定